

(別記3)

鷹巣漁業協同組合  
内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鷹巣漁業協同組合が免許を受けた内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、こい、ふな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣りによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 3 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁に係る漁具、漁法は、竿釣りに限る。（あゆを除く。）

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
こい、ふな、うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月20日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
組合が別に定めて公表する場所	組合が別に定めて公表する期間

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ、ふな、うぐい	全長10cm以下
いわな、やまめ、こい	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中高等学校生徒、肢体不自由者（3級以上）は無料とする。

魚種	漁法	1日券	年券	漁期
あゆ	友釣	1,000円	7,000円	7/1~9/30
		現場売 2,000円	現場売 8,000円	
こい・ふな うぐい	竿釣	500円	4,000円	1/1~12/31
		現場売 1,500円	現場売 5,000円	
やまめ いわな	竿釣	1,000円	5,000円	4/1~9/20
		現場売 2,000円	現場売 6,000円	

- 2 第1項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。  
ただし、竿釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 組合が指定する遊漁券取扱所

遊漁券取扱所	住 所	電話
ファミリーマート北秋田住吉町店	〒018-3322 北秋田市住吉町6番24号	69-7002
ファミリーマート北秋田鷹巣	〒018-3331 北秋田市鷹巣字東上綱6番地1	69-7141
ローソン鷹巣綴子店	〒018-3301 北秋田市綴子字大堤65番地1	62-4276
ファミリーマート北秋田綴子店	〒018-3301 北秋田市綴子字前野63番地1	69-8081
畠山商店	〒018-3452 北秋田市七日市字林ノ沢26番地1	
デイリーヤマザキ鷹巣七日市	〒018-3452 北秋田市七日市市字前田67-1	66-2715

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条** 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。  
2 遊漁承認証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

- 第9条** この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表右欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域 (漁業権番号)
内共第18号第五種共同漁業権漁場

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料 (1年)
いわな・やまめ	竿釣り	15,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
(1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会 (秋田市山王三丁目15号)  
(2) 鷹巣漁業協同組合 (北秋田市大町7番11号)  
3 秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるところによる。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条** 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。  
2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。  
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。  
4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第11条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。  
2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

- 第13条** 採捕された外来魚 (オオクチバス、コクチバス及びブルーギル) は再放流 (リリース) してはならない。

附則

(施行期日)

この規則の一部改正は内共第18号共同漁業権遊漁規則の変更認可の日から有効とする。